

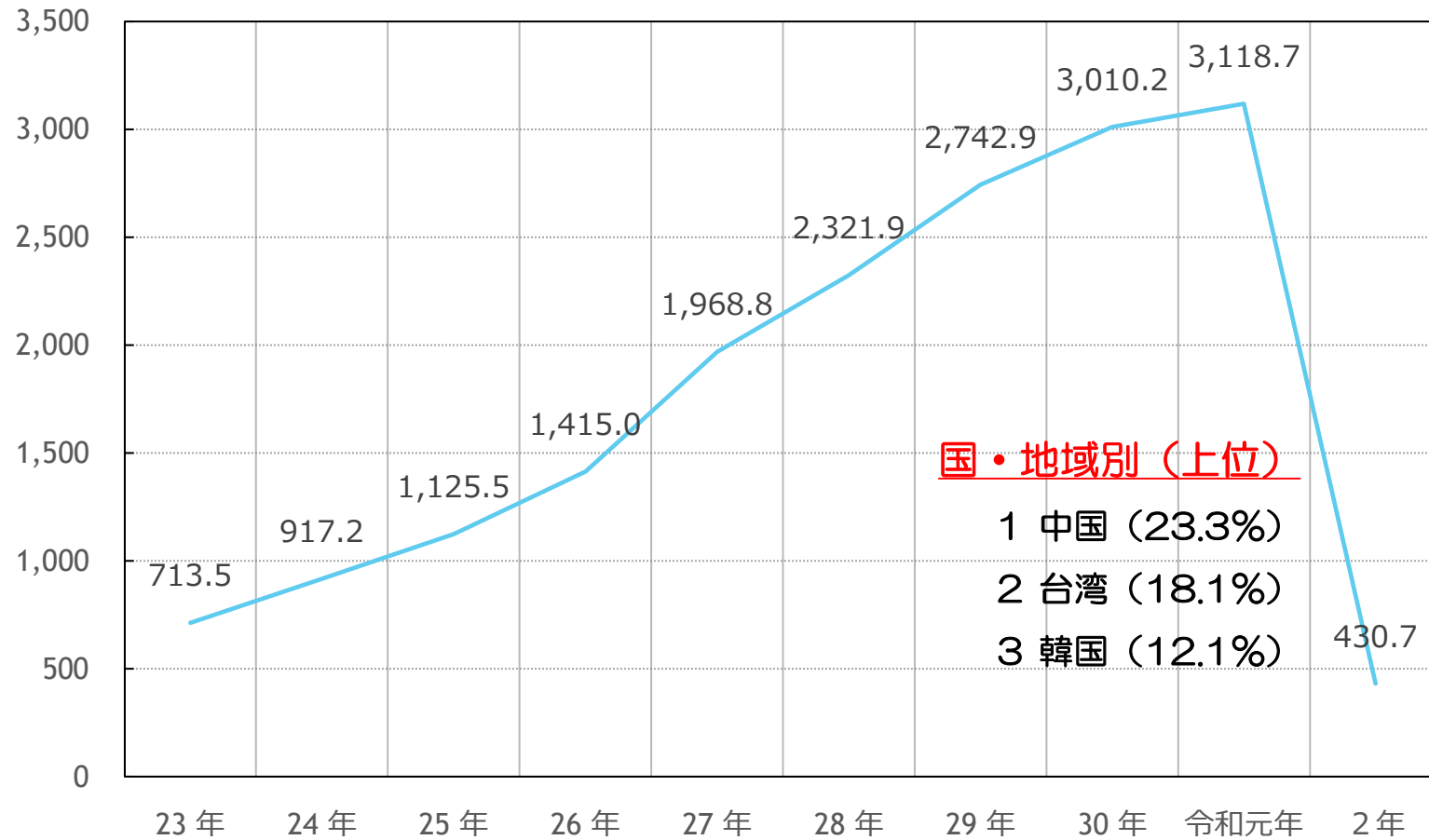
実習実施先での違反事例等について

外国人技能実習機構 札幌事務所

1 外国人入国者数の推移等について

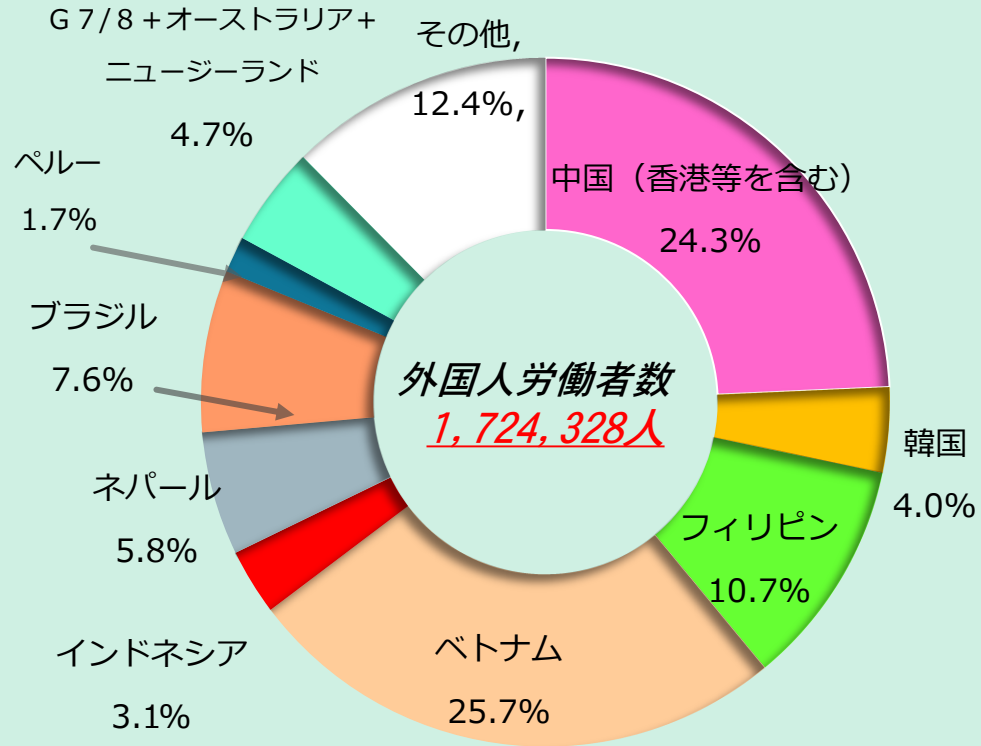
外国人入国者数の推移

単位：万人



国籍別外国人労働者の割合

※令和2年10月末現在



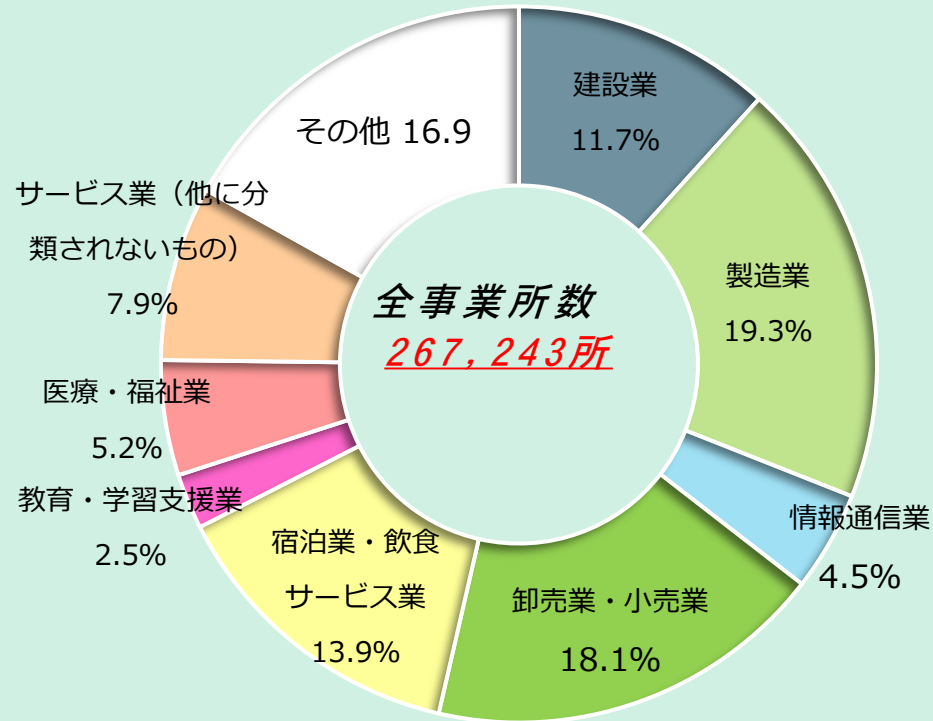
【最近の傾向】
ベトナムが対前年同期比で10.6%、ネパールも8.6%それぞれ増加した。

(出典：厚生労働省データ)

※G7/8=イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを表す

産業別外国人雇用事業所の割合

※令和2年10月末現在



【最近の傾向】

建設業は前年同期比で20.5%、医療、福祉が同18.0%、卸売業・小売業は同14.3%増加となっている。

(出典：厚生労働省データ)

2 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）の概要

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ② 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ③ 技能実習生の保護体制が不十分
- ④ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分
- ⑤ 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出機関の存在

見直し後

(法務省・厚生労働省共管)

- ① 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ② 新たに外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ③ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ④ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。
- ⑤ 技能実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 枠内下線部分は法律で規定

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 3年間 ⇒ 5年間 (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (最大5%まで ⇒ 最大10%まで等)
- ③ 対象職種 of 拡大 地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

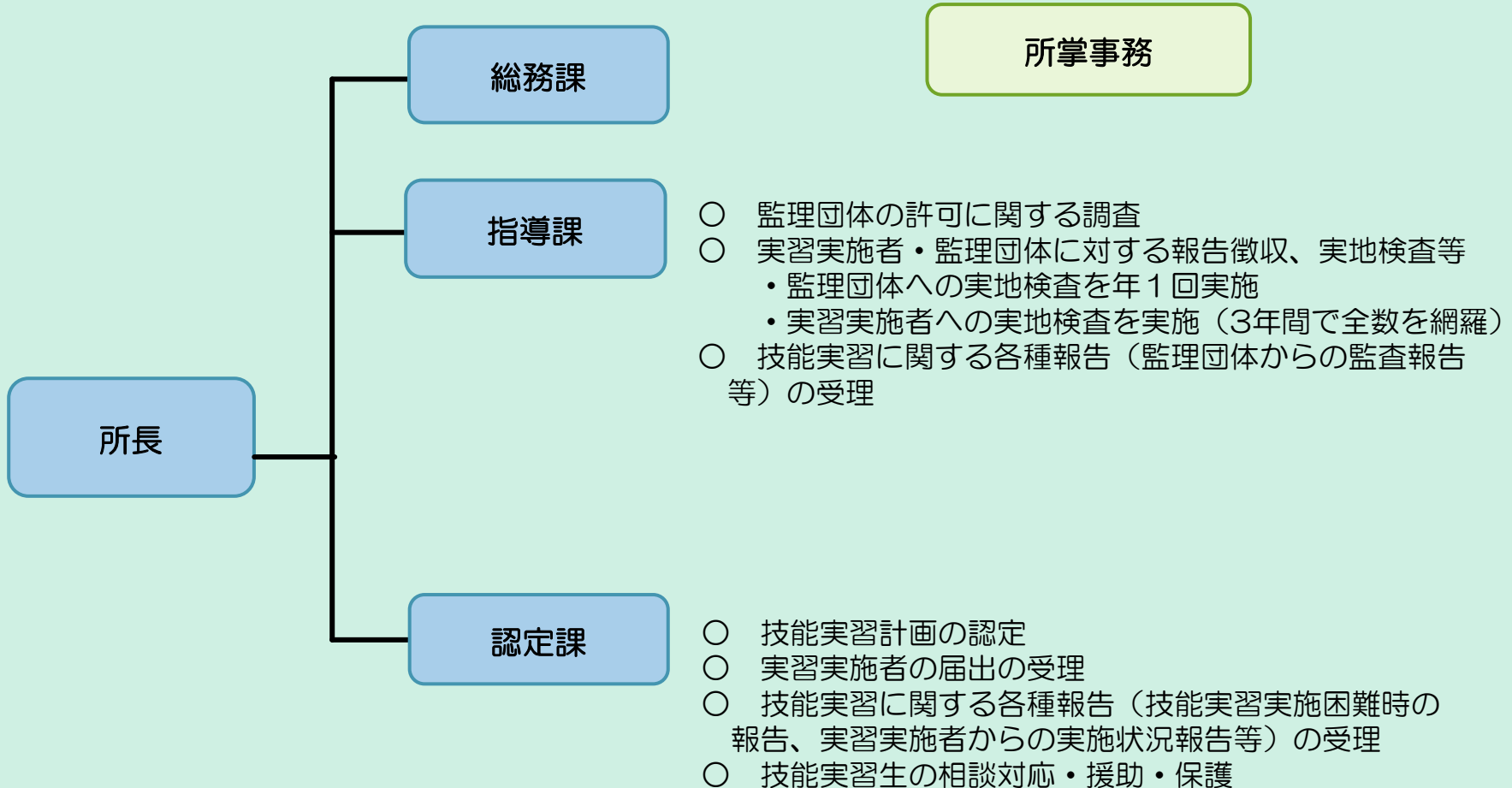
※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

3 外国人技能実習機構の概要

地方事務所の組織と所掌事務（例：札幌事務所）

札幌事務所

〒060-0034 札幌市北4条東2丁目8番2号 マルイト北4条ビル4階



4 実地検査における指導事項について

令和元年度の実習実施者・監理団体別実地検査及び指導件数

- 技能実習機構のHPで統計を公表しています。
- 実習実施者及び監理団体別に指導内容について掲載しています。
- 指導事項のうち、実習実施者については、帳簿の不備、宿舍設備の不備、賃金関係の不備、技能実習指導員の選任不備、計画齟齬等が認められます。
- 指導事項のうち、監理団体については、帳簿の不備、運営規程の不備、監査報告等の報告の不備、実地監査の不備等が認められます。

令和元年度の実習実施者・監理団体別実地検査及び指導件数

○ 実習実施者・監理団体別 実地検査及び指導件数（6－1）

（令和元年度）

単位：件数

	実地検査	指導件数	構成比
実習実施者	14,970	4,922	32.9%
監理団体	3,087	1,331	43.1%
合計	18,057	6,253	34.6%

（注）指導件数とは、技能実習法違反が認められたため指導を行った件数である。

（出典：機構HP）

令和元年度の実地検査及び指導件数（実習実施者）

○ 実習実施者における主な違反指摘内容別件数（6－2）

（令和元年度）

単位：件数

技能実習の実施に関するもの	1,575	
1 実習内容が計画と異なっていたもの	363	23.0%
2 実習時間数が計画と異なっていたもの	121	7.7%
3 計画に記載されている機械・器具・設備を使用していなかったもの	28	1.8%
4 従事させる業務が適切でないもの	146	9.3%
5 実習場所が計画と異なっていたもの	583	37.0%
6 その他	334	21.2%
技能実習を実施する体制・設備に関するもの	785	
1 技能実習生に対する指導体制が不十分であったもの	401	51.1%
2 生活指導員が適切に選任されていなかったもの	56	7.1%
3 技能実習指導員が適切に選任されていなかったもの	217	27.6%
4 技能実習責任者が適切に選任されていなかったもの	29	3.7%
5 技能実習生の人数枠が基準を満たしていないもの	14	1.8%
6 その他	68	8.7%

（出典：機構HP）

令和元年度の実地検査及び指導件数（実習実施者）

○ 実習実施者における主な違反指摘内容別件数（6-2）

（令和元年度）

単位：件数

技能実習生の待遇に関するもの	2,374	
1 宿泊施設の不備（私有物収納設備、消火設備等の不備等）に関するもの	1,063	44.8%
2 食費、居住費、水道・光熱費等の技能実習生が負担する金額が適正でなかったもの	146	6.1%
3 計画どおりの報酬が支払われていなかったもの	401	16.9%
4 残業代が適切に支払われていなかったもの	747	31.5%
5 報酬の額が日本人と同等以上でなかったもの	15	0.6%
6 その他	2	0.1%
帳簿書類の作成・備え付けに関するもの	2,258	
1 各種管理簿を適切に作成・備え付けしていなかったもの	1,645	72.9%
2 その他	613	27.1%
届出・報告に関するもの	953	
1 軽微変更届を適正に提出していなかったもの	651	68.3%
2 実習実施届を適正に提出していなかったもの	38	4.0%
3 技能実習実施状況報告を適正に提出していなかったもの	105	11.0%
4 その他	159	16.7%
技能実習生の保護に関するもの	34	
1 在留カード・旅券を預かっていたもの	15	44.1%
2 貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしていたもの	1	2.9%
3 私生活の自由を不当に制限していたもの	10	29.4%
4 その他	8	23.5%
合 計	7,979	

札幌事務所における実習実施者に対する指摘事項について

- 宿泊施設において、寝室に私有物収納設備がないこと、避難階段等がないもの。
- 技能実習指導員不足。建設業や製造業のように、実習生が複数の場所で別れて実習を行う場合は、指導員も複数必要となります。
- 賃金の面では、計算ミスなどにより約定賃金を支払っていないもの、最低賃金を支払っていないもの、残業代を適切に支払っていないもの。
- 帳簿の備付けとして、認定計画履行状況管理簿や技能実習日誌を作成していないもの。
- 計画齟齬として、実習認定計画と異なる作業に従事させているもの、他の実習実施者の下で労働させている、いわゆる「飛ばし」を行っているもの、計画の実習時間と異なり不足しているもの、或いは長時間労働となっているもの。
- 年次有給休暇を1年で5日以上取得させていないもの。

札幌事務所における実習実施者に対する指摘事項について

- 技能実習法違反以外で、札幌事務所では指摘が多い事項としては、以下があります。
 - 1 健康診断の有所見者に対し、健康診断の事後措置を講じていない。
労働安全衛生法では、定期健康診断等の有所見者に対しては、健康診断結果通知が届いた日から3ヵ月以内に医師の意見聴取をすることとなっています。規模50人未満の事業場では、地域産業保健センターに申し込むと無料で実施する制度があります。
 - 2 作業に必要な資格を取得させないまま、作業をさせていること。
労働安全衛生法では、技能講習（機体重量3トン以上の車両系建設機械（ブルドーザー、ドラグ・ショベル等）の運転の業務）、特別教育（機体重量3トン未満の車両系建設機械の運転、アーク溶接、足場の組み立て等）が義務付けられています。また、特別教育に準じた教育（刈払機取扱安全衛生教育）も必要です。
 - 3 年次有給休暇管理簿を未調製や労働時間記録を未作成であること。

令和元年度の実地検査及び指導件数（監理団体）

○ 監理団体における主な違反指摘内容別件数（6－3）

（令和元年度）

単位：件数

実習実施者の監理・指導に関するもの	644	
実地による確認を適切に行っていなかったもの	167	25.9%
技能実習計画の作成指導を適切に行っていなかったもの	91	14.1%
事業所の設備や帳簿を適切に確認していなかったもの	102	15.8%
第1号技能実習についての確認・指導を適切に行っていなかったもの	43	6.7%
監理責任者による労働法令違反に係る指導・指示が適切に行われていなかったもの	50	7.8%
その他	191	29.7%
技能実習生の保護・支援に関するもの	21	
実習生からの相談に適切に応じていなかったもの	15	71.4%
技能実習生の旅券・在留カードを保管していたもの	3	14.3%
私生活の自由を制限する規則（外泊禁止等）を定めていたもの	3	14.3%

（出典：機構HP）

令和元年度の実地検査及び指導件数（監理団体）

○ 監理団体における主な違反指摘内容別件数（6－3）

（令和元年度）

単位：件数

監理団体の運営・体制に関するもの	679	
業務運営規程が事業所内に掲示されていなかったもの	196	28.9%
外部役員・外部監査人の設置・監査が適切に行われていなかったもの	161	23.7%
監理責任者が適切に選任されていなかったもの	66	9.7%
個人情報等の取扱いが適切でなかったもの	33	4.9%
監理費の徴収が適切でなかったもの	76	11.2%
名義貸しを行っていたもの	30	4.4%
その他	117	17.2%
帳簿等の作成・備え付け、届出の提出に関するもの	1,170	
各種管理簿が適切に作成等されていなかったもの	543	46.4%
監査・講習・指導・相談等の記録が適切に作成等されていなかったもの	433	37.0%
監理団体の許可に係る変更や事業の休廃止届を適切に提出していなかったもの	124	10.6%
実習実施困難時届を適切に提出していなかったもの	50	4.3%
その他	20	1.7%
監査報告・事業報告に関するもの	215	
監査終了後に遅滞なく監査報告書を作成・提出しなかったもの	174	80.9%
事業報告書を提出しなかったもの	41	19.1%
合 計	2,729	

（出典：機構HP）

帰国旅費の負担について

- 帰国旅費については、札幌事務所において相談が寄せられることがあります。
 - 1 企業単独型実習実施者又は監理団体は、技能実習生の帰国旅費を負担するとともに、技能実習の終了後の帰国が円滑にされるよう必要な措置を講じなければなりません。
 - 2 技能等に移転するという技能実習制度の趣旨に鑑みて、技能実習生の帰国に支障を来さないようにするために、企業単独型実習実施者又は監理団体が帰国旅費の全額を負担し、「必要な措置」として、技能実習生が帰国するまでの間、生活面等で困ることがないように、技能実習生が置かれた状況に応じて、その支援を行うこととしているものです。
 - 3 上記については、帰国予定の技能実習生の在留資格が、帰国が困難である等の事情により他の在留資格に変更された場合であっても同様です。
 - 4 監理団体は、「必要な措置」を講じるに当たって生じる費用及び帰国旅費については、「その他諸経費」として、監理費（実費に限る。）を実習実施者から徴収することができますが、いかなる理由でも、技能実習生に負担させることは認められません。

5 処分について

不正行為に対する実務の流れ

旧制度

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

地方出入国在留管理局

現行制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣等

主務大臣等

令和2年の処分について

令和2年における処分件数は、以下のとおり。

技能実習計画の取消し	66件
監理団体許可の取消し	8件

1 監理団体許可の取消し事例

監査不適切

不適切な契約（技能実習契約不履行の際の送出機関の違約金覚書）

名義貸し など

2 技能実習計画の取消し事例

賃金不払

計画齟齬

労働基準法違反処罰確定

労働安全衛生法違反処罰確定

入管からの不正行為通知

人権侵害 など

6 監理団体の業務について

特にご注意いただきたい事項

当事務所が行った実地検査の結果、以下の指導事項が認められます。
ご留意ください。

- **必要な資格を取得させずに作業させている**
玉掛け、車両系建設機械、ロープ高所作業、フルハーネス、アーク溶接等の業務をさせるに当たり、必要な技能講習もしくは特別教育を修了していない。
- **業務に従事させる時間全体の2分の1以上の必須業務をさせていない**
建設機械施工職種などについては、機械の操作をさせなければならないが、補助業務のみで、機械操作をさせていない。
- **実習指導員が直接指導していない。**
現場の数が多いのに、実習指導員を必要な人数選任していないことから、実習指導員ではない者が技能実習生を直接指導している。その結果、技能実習日誌の実習指導員名が虚偽の記載となっている。
- **いわゆる「とばし」行為を行っている**
グループ会社の現場に実習生のみを行かせ、別会社の労働者の指示の下、作業させている。

特にご注意いただきたい事項

監査について特に以下の事項について留意して下さい。

- **通訳を同行し、実習生からも労働時間、賃金、計画の進捗状況等を確認する。**
労働時間記録が毎日、同じ時間を記載している、毎月残業時間が同じ、賞与額が1円単位で人によって金額が異なる等の場合は、労働時間の偽装の可能性が有ります。
実習実施者以外の事業者での作業従事の確認もする。
- **技能実習責任者、技能実習指導員から報告を受ける**
技能実習指導員が休みの場合もあるので、複数人の選定を指導する。
- **関係法令違反について**
監理団体は、出入国・労働関係法令に違反する事実があれば、適切に指導を行わなければならない。また、是正指示が労働基準関係法令を含むものである時には労働基準監督署に対して、その他の違反のときには都道府県労働局職業安定部訓練課（室）に対してそれぞれ通報（任意様式）しなければならないことに留意してください（法40条第1項第6号）。

特にご注意いただきたい事項

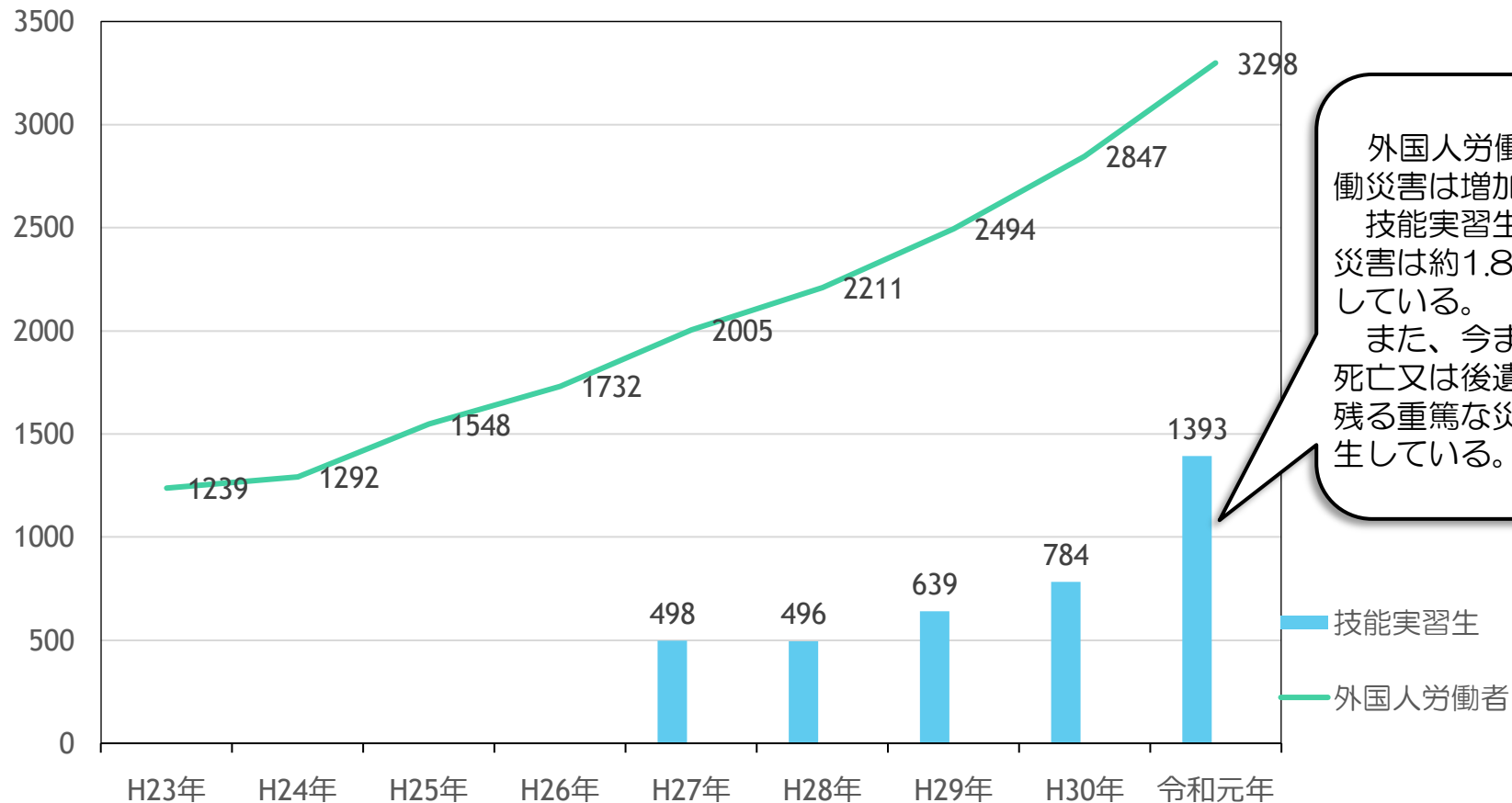
監査について特に以下の事項について留意して下さい。

- **技能実習法第10条第8号の欠格事由について**
不法就労助長行為、偽変造文書の行使に及んだ者
労働基準関係法令で送検され、刑罰が確定された者（対象となる違反は日本人も含む）
- **監理責任者が必要な指導を行うこと**
実習実施者の中には、監理団体の担当者の指導に従わない者もいるため、対応については、担当者任せとせず、複数対応するなど実習実施者に対し、適正な実習を行わせるよう努力いただきますようお願いいたします。

7 技能実習生に係る労働災害の防止について

外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上の死傷者数（単位：人）



外国人労働者の労働災害は増加傾向。
技能実習生の労働災害は約1.8倍増加している。
また、今までには死亡又は後遺障害の残る重篤な災害も発生している。

出典：厚生労働省「技能実習生の労働災害を防止しましょう」

技能実習生に係る過去の死亡災害事例

概要	住宅の外壁改修工事において、高さ3.8メートルの足場上で足場の解体作業を行っていた技能実習生が地面に墜落し、死亡した。	概要	砕石業を営む実習実施者において、技能実習生を最大荷重2.0トンのフォークリフトの運転の業務に従事させていたところ、フォークリフトが転倒し、当該技能実習生がフォークリフトと地面の間に挟まれて死亡した。	概要	造船業の船体組立作業の現場で、クレーンでつり上げていた鉄板の一部が地上15メートルの高さから落下し、同現場で造船の実習を行っていた技能実習生に当たり死亡した。
原因	足場の解体作業を行うに際し、足場の組立て等作業主任者が選任されておらず、安全に作業が進行しているかの監視がなされていなかった。	原因	死亡した技能実習生は、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転作業に必要な技能講習を修了しておらず、無資格であった。 なお、事業主は技能実習生が無資格であることを知っていたが、必要な対策も取らずに運転業務に従事させていた。	原因	同現場では120枚の鉄板を約50センチ四方の鉄板に載せ、一度にクレーンでつり上げ工場内に運搬する作業を行っていたが、事業主は、つり上げられた荷の下に労働者を立ち入らせない措置を講じていなかった。

出典：厚生労働省「外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検の状況（平成27年及び令和元年）」

技能実習生に係る最近の主な死亡災害等事例

	概 要	事故の種類
1	技能実習生Aが、解体用機械のアタッチメントの上で溶接作業をしていたところ、解体用機械のブームが上昇し、梁との間に挟まれた。(H28年11月)	はさまれ 巻き込まれ
2	技能実習生Bが、鋼材をクレーンでつり上げたところ、鋼材がバランスを崩して倒れ、Bに当たった。(H29年4月)	激突され
3	技能実習生Cが、労働者Dと2人でプレス加工作業をしていたところ、Cが金型内に頭を入れていた時にDがプレスを起動させ、Cが挟まれた。(H29年4月)	はさまれ 巻き込まれ
4	外国人造船就労者Eが、台船内部のタンクの点検作業をしていたところ、酸素欠乏症により倒れた。 また、Eの救助に向かった技能実習生Fも、酸素欠乏症の疑いで病院に搬送された。(H29年4月)	有害物等との接触



技能実習生の労働災害防止のために

技能実習生や外国人労働者が労働災害に被災しないため、また、労働災害の加害者とならないためにも、作業手順や安全のためのルールを理解してもらうことが必要です。

右のチェックリストを活用するなど職場の安全点検を実施してみてください。

また、JITCO（公益財団法人国際研修協力機構）のホームページにも、無料教材「技能実習生が建設作業を安全に行うための第一歩」

（<http://www.jitco.or.jp/ja/service/guidebook/>）がありますので、参考にしてみてください。



チェック項目（できている場合にチェックしてください）		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全衛生の担当者を選任していますか。 （安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など）	<input type="checkbox"/>
2	機械・設備にカバーや安全装置は付いていますか。	<input type="checkbox"/>
3	機械・設備が安全に使用できるように点検・修理等を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
4	作業場は整理整頓されていますか。	<input type="checkbox"/>
5	安全に作業できるように、保護具を使用させていますか。 （安全靴、安全帯、手袋、ヘルメット、防毒マスク等）	<input type="checkbox"/>
6	安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	<input type="checkbox"/>
7	作業手順を理解させていますか。 →どのように？ <input type="checkbox"/> 日本語で <input type="checkbox"/> 母国語で <input type="checkbox"/> やってみせる	<input type="checkbox"/>
8	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
9	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
10	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

技能実習生とのコミュニケーションの確保

1 建設現場におけるコミュニケーションの確保

- ① 周辺作業者との円滑なコミュニケーションが、建設現場における安全確保に果たす役割は大きいことを認識いただき、関係者が一体となってその実現に取り組むようにしてください。
- ② 技能実習生の一人作業は避け、チームとして動くことに留意してください。

※対応例

- 技能実習生が親しく話せる一般従業員がペアとなり、作業指示等の伝達役となる。
- 実習生が企業に複数在籍していれば、滞在年数の長い日本語が理解できる者が一般従業員との連絡役となる。



2 日常生活におけるコミュニケーション

技能実習生の体調不良や日常生活で抱える悩み等が作業の安全に及ぼす影響も懸念されるため、生活指導員を中心に問題点の把握に努め、生活指導の徹底等により適切な対応につなげるようにしてください。

※対応例

- 実習生を定期的に招集し企業との意見交換の場を設ける。
- 実習生を対象とした個別相談会を開催し、企業とのコミュニケーションを深める。

3 母国の家族とのコミュニケーション

母国の家族等との円満な関係が日本での生活に果たす役割は少なくないことから、コミュニケーションの状況にも気を配り、必要に応じて支援を行うようにしてください。

技能実習生制度が特有に抱える問題への対応

1 制度本来の趣旨を踏まえた対応

日本の技能等を発展途上国に普及することが制度本来の趣旨であり、安全衛生もその対象に含まれます。よって、ケガをさせないという視点に止まらず、日本の安全文化を体得させ、安全衛生に係る技能等を母国に持ち帰り普及させるという視点での指導が望まれます。

2 入国して日が浅い技能実習生への対応

- ① 企業配属当初は、体力面も含め作業に慣れる期間を設けることが望ましく、さらに、簡単な作業から始め、慣れるに従い徐々に難しい作業といった段階を踏まえた仕事の割り振りにも留意してください。
- ② 作業指示を行う際、実習生の返事を鵜呑みにせず、本人の作業状況を見守り、指示内容を十分理解できているかを確認し適切にフォローしてください。
- ③ 「やってみせる」、「やらせてみせる」ことで、作業手順を確実に伝えることに留意してください。

3 経験を積んだ技能実習生に対する注意事項

作業に慣れた段階では却って油断が事故を誘発することになりかねないので、在留期間にかかわらず

常に原点に立ち返った安全作業を心がけるよう指導してください。とりわけ、帰国間際の気の緩みに注意してください。

4 言葉の問題への対応

- ① 日本での生活に日本語が果たす役割は大きいので、団体、企業は技能実習生の修得促進に向け支援を行ってください。
- ② 安全衛生や建設関係の基本的用語（日本語）の理解促進に向け、指導援助を行ってください。とりわけ、危険を表わす日本語の修得促進に留意してください。
- ③ 建設用語に係る難解な語彙については、辞書を作成して技能実習生の理解を促す等の配慮を行ってください。
- ④ 技能実習生が過度に委縮することがないように、平素の言葉使いにも気を配るようにしてください。

5 その他

企業に配属された実習生が1人しかいない場合は、孤立することのないよう、日常のケアや周辺の実習生、地域社会との交流促進等に配慮してください。